

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則

(個人情報保護委一)

〔訓 令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

(内閣府五)

〔告 示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第五号第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六号の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件(内閣府四一)

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件(同四二)

○内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件(同四三)

○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件(内閣府・厚生労働一)

四三

四三

四三

四三

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示

(個人情報保護委六)

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(金融庁三四)

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同三五)

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同三六)

○協同組合による金融事業に関する法律第六号第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同三七)

四六

四六

四六

四六

四六

四六

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件(同三八)

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同三九)

○信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同四〇)

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九号第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同四一)

○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件(同四二)

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件(同四三)

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同四四)

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同四六)

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(金融庁・財務・経済産業二)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号八及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同三)

四四

四四

四四

四四

四四

四四

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同四六)

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(同四七)

(以下次のページへ続く)

四六

四六

四六

四六

四六

四六

告 示

○内閣府告示第四十一号

公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものとして指定し、及び指定した施設の公示した事項に変更があるので、同令第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

内閣総理大臣 石破 茂

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>〔略〕</p> <p>国立大学法人琉球大学附属図書館医学部分館<br/>〔略〕 沖縄県宜野湾市喜友名一〇七六</p> <p>〔略〕</p> <p>大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館基幹事業センター図書館<br/>〔略〕 東京都立川市緑町一〇の三</p> <p>〔略〕</p> <p>大学共同利用機関法人自然科学研究機構岡崎情報図書館<br/>〔略〕 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中三八</p> <p>〔略〕</p> <p>大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構広報室史料室<br/>〔略〕 茨城県つくば市大穂の一</p> <p>〔略〕</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構鶴岡工業高等専門学校図書広報室<br/>〔略〕 山形県鶴岡市井岡字沢田一〇四</p> | <p>〔同上〕</p> <p>国立大学法人琉球大学附属図書館医学部分館<br/>〔同上〕 沖縄県中頭郡西原町字上原二〇七</p> <p>〔同上〕</p> <p>大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館基幹事業センター図書館<br/>〔同上〕 東京都立川市緑町一〇の三</p> <p>〔同上〕</p> <p>大学共同利用機関法人自然科学研究機構岡崎情報図書館<br/>〔同上〕 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中三八</p> <p>〔同上〕</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構鶴岡工業高等専門学校総合メディアセンター<br/>〔同上〕 山形県鶴岡市井岡字沢田一〇四</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

○内閣府告示第四十二号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

内閣総理大臣 石破 茂

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(避難所及び応急仮設住宅の供与)</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>一 避難所</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百六十円以内とする。</p> <p>〔二へ 略〕</p> | <p>(避難所及び応急仮設住宅の供与)</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>一 避難所</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百五十円以内とする。</p> <p>〔二へ 同上〕</p> |

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 〔略〕

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八十九千円以内とする。

(3) (7) 〔略〕

ロ 〔略〕

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

〔イ・ロ 略〕

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十千円以内とすること。

二 〔略〕

二 〔略〕

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 略〕

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生日をもつて決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 一人世帯の額  | 二人世帯の額  | 三人世帯の額 | 四人世帯の額 | 五人世帯の額  | 世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額 |
|----|---------|---------|--------|--------|---------|------------------------|
| 夏季 | 二万三千円   | 二万六千円   | 三万八千円  | 四万六千円  | 五万八千円   | 八千五百円                  |
| 冬季 | 三万三千七百円 | 四万三千五百円 | 六万六千円  | 七万九千円  | 八万九千三百円 | 一万二千三百円                |

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 〔同上〕

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万三千円以内とすること。

(3) (7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

〔イ・ロ 同上〕

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百三十千円以内とすること。

二 〔同上〕

二 〔同上〕

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 同上〕

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生日をもつて決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 一人世帯の額  | 二人世帯の額  | 三人世帯の額  | 四人世帯の額 | 五人世帯の額 | 世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額 |
|----|---------|---------|---------|--------|--------|------------------------|
| 夏季 | 一万九千八百円 | 二万五千四百円 | 三万七千七百円 | 四万五千円  | 五万七千円  | 八千三百円                  |
| 冬季 | 三万二千八百円 | 四万二千四百円 | 五万九千円   | 六万九千円  | 八万七千円  | 一万二千円                  |

□ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季別 | 一人世帯の額 | 二人世帯の額  | 三人世帯の額  | 四人世帯の額  | 五人世帯の額  | 世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額 |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|------------------------|
| 夏季 | 六千七百円  | 八千九百円   | 一万三千四百円 | 一万六千三百円 | 二万五千円   | 二千九百円                  |
| 冬季 | 一万七百元  | 一万四千九百円 | 一万九千九百円 | 二万三千九百円 | 二万九千九百円 | 三千九百円                  |

四 〔略〕

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 〔略〕

□ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ 〔略〕

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 〔略〕

□ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

ハ 〔略〕

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一・二 〔略〕

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 〔略〕

□ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

四 〔略〕

□ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季別 | 一人世帯の額 | 二人世帯の額  | 三人世帯の額  | 四人世帯の額  | 五人世帯の額  | 世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額 |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|------------------------|
| 夏季 | 六千五百円  | 八千七百円   | 一万三千円   | 一万五千九百円 | 二万円     | 二千八百円                  |
| 冬季 | 一万四百年  | 一万三千九百円 | 一万九千九百円 | 二万三千九百円 | 二万九千九百円 | 三千八百円                  |

四 〔同上〕

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 〔同上〕

□ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内とすること。

ハ 〔同上〕

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 〔同上〕

□ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十一万七千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万八千円

ハ 〔同上〕

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一・二 〔同上〕

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 〔同上〕

□ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千二百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千五百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千円

四 〔同上〕

(埋葬)  
第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 二 略

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

四 略

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 略

二 死体の処理

イハ 略

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 略

ホ 略

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 略

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とすること。

三 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この告示は、令和七年四月一日から適用する。

(埋葬)  
第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 二 同上

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十二万六千円以内、小人十八万八千円以内とすること。

四 同上

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 同上

二 死体の処理

イハ 同上

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千六百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千七百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 同上

ホ 同上

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 同上

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万円以内とすること。

三 同上